

国際裁判管轄・準拠法について

2022年1月 経済産業省知的財産政策室

1. 近年の主な海外への技術情報等漏えい事案 ※平成30年~令和3年

● 平成27年改正以降も、依然として我が国の重要技術の海外への流出が散見される。

年月	企業名	事案概要
平成30年 10月、12月 (判決:令和3 年7月)	川島製作所 (神奈川県)	 電子通信機器の製造販売会社「川島製作所」の元従業員が、光ファイバーに関する独自技術(光ファイバー接続面の測定器具の設計図面)を取引先の役員に漏らしたとして、不正競争防止法違反(営業秘密の領得・開示)の疑いで逮捕・送検された事案(平成30年10月)。 なお、本事案では、開示先である香港に所在する企業(同社の取引先企業)の役員も、営業秘密を国外で使用したとして海外重罰規定を適用し、逮捕・送検(平成30年12月)。 元役員に対し、懲役1年4月(執行猶予3年)、罰金80万円・香港企業元役員に対し、懲役1年(執行猶予3年)、罰金60万円の判決(令和3年7月7日 横浜地裁)。 【刑事】
令和元年6月 (判決:令和3 年3月)	NISSHA (京都府)	 電子部品製造大手「NISSHA」の元従業員が、関連会社の事務所で、同社の主力商品であるスマートフォンなどに使用されるタッチセンサー技術に関する情報を、自身のハードディスクに不正に複製したとして、不正競争防止法違反(営業秘密領得・海外重罰適用)の疑いで逮捕された事案(令和元年6月5日)。 同容疑者は平成29年12月に同社を退職後、中国にある競合他社で働いていた。 元従業員に対し、懲役2年、罰金200万円の判決(令和3年3月17日 京都地裁)。 【刑事】
令和2年1月 (判決:令和2 年7月)	ソフトバンク (東京都)	 ソフトバンクの元従業員が、同社に在職中の2019年2月及び3月、在日ロシア通商代表部の職員に対して、同社の作業文書等の秘密情報などを記録媒体に複製して不正に取得し、提供していたとして不正競争防止法違反の疑いで逮捕された事案(令和2年1月25日)。 元従業員は、数年にわたって、現金提供(数十万円)や飲食接待の見返りに、同社の秘密情報を提供。 元従業員に対し、懲役2年(執行猶予4年)、罰金80万円の判決(令和2年7月9日東京地裁)。 【刑事】
令和2年10月 (判決:令和3 年8月)	積水化学 (大阪府)	 大手化学メーカー「積水化学工業」の元従業員が、同社在職中にスマートフォンのタッチパネルなどに使われる「導電性微粒子」と呼ばれる電子材料の製造工程に関する機密情報を、中国企業の社員にメールで2回送信したとして、不正競争防止法違反の疑いで書類送検された事案(令和2年10月13日)。 元従業員に対し、懲役2年(執行猶予4年)、罰金100万円の判決(令和3年8月18日大阪地裁)【刑事】

2. 渉外的な侵害への刑事規律における対応(平成27年改正)

● 技術流出対策として、平成27年改正で、刑事規律を中心に、国外犯処罰規定(21条 6項)、海外重罰規定(21条3項各号)を整備。

国外犯処罰規定

(法21条6項)

国外犯処罰の範囲拡大

現状

- 営業秘密侵害罪の国外犯(※)については、不正使用行為及び不正開示行為のみが対象。
- 昨今のIT環境を踏まえると、クラウドなど物理的には海外の サーバにおいて管理されている営業秘密が、海外において不正取得 されるケースが生じ得るが、旧法では、その行為が処罰対象となるか 不明確。
- ※構成要件の一部をなす行為が国内で行われ、又は構成要件の一部をなす結果が国内で発生した場合は、国内犯とする。 (大判明44.6.16)

改正の内容

	改正前	改正後
対象となる営 業秘密	日本国内において管理さ れていた営業秘密	<u>日本国内において事業を行う</u> <u>保有者の</u> 営業秘密
取得•領得	×	<u>O</u>
使用	0	0
開示	0	0
侵害品譲渡等		×

※国外犯の対象となる営業秘密を、「日本国内において事業を行う保有者の営業秘密」と改正することにより、クラウドのような海外サーバにおいて管理されている営業秘密も対象となることが明確化。

海外重罰規定

(法第21条3項)

営業秘密侵害罪の罰金刑の上限額引上げ

	改正前	改正後
個人 (第21条1項)	懲役:10年以下 罰金:1000万円	懲役∶変更無し 罰金∶ 2000万円
法人両罰 (第22条1項)	罰金:3億円	罰金:5 億円
海外重罰 (第21条3項)	なし	海外使用の場合などに重罰 (罰金刑のみ) (個人: <u>3000万円</u> 、法人: <u>10億円</u>)

<海外重罰の3つのパターン>

(1)日本国外で使用する目的で不正取得・領得する行為



(2)日本国外で使用する目的を持つ相手方に、それを知って不正開示する行為

(3)日本国外で不正使用する行為



2

2. 渉外的な侵害への刑事規律における対応(参考)

不正競争防止法

(罰則)

第二十一条 (略)

- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 一 日本国外において使用する目的で、第一項第一号又は第三号の罪を犯した者
- 二 相手方に<u>日本国外において</u>第一項第二号又は第四号から第八号までの罪に当たる<u>使用をする目的</u>があることの情を知って、これらの罪に当たる開示をした者
- 三 日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密について、日本国外において第一項第二号又は第四号から 第八号までの罪に当たる<u>使用</u>をした者 (略)
- 6 第一項各号(第九号を除く。)、第三項第一号若しくは第二号又は第四項(第一項第九号に係る部分を除く。)の 罪は、<u>日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密</u>について、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用 する。

3. 渉外的な侵害への民事規律における対応①(過去の議論等)

- 国際裁判管轄・準拠法に関する規律は、平成27年改正時にも産業界からの要望を踏まえ検討がなされたが、刑事での抑止力強化を先行させた結果として、管轄・準拠法に関しては、引き続き継続的に検討すべき課題として整理。
- 平成30年改正時にも、将来的な課題として、エンフォースメントの観点から、準拠法や国際裁判 管轄等にういて今後検討していくことが重要、との指摘。

【「海外競合企業による技術情報等の不正取得・使用を抑止するための対策強化を求める」(経団連、平成26年2月)】

▶ 「不競法では、民事訴訟の原則に従い、証拠収集や損害の立証等の責任が被害者側に課されていることから、被害側企業に過大な負担を課しており、訴訟提起の障害となっている。また、国際的な事案においては、管轄権や準拠法をめぐる争いに多くの時間が割かれることがあり、規定の不備が指摘されている。現行の不競法は、抑止効果をはじめさまざまな面で制度整備が不十分である。知的財産の重要性がますます高まるなか、わが国としても米国等の取り組みを参考に、海外競合企業による技術情報等の不正な取得・使用を許さないという国の断固たる姿勢を、法的に明確化することが必要である。」

https://www.keidanren.or.jp/policy/2014/011.html

【産構審営業秘密の保護・活用に関する小委員会「中間とりまとめ」(平成27年2月)】

▶ 「証拠収集手続の強化・多様化、国際裁判管轄・準拠法等については、引き続き、民事訴訟法など他の法体系全体との整合性を含め、検討を深めていく。」

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki_zaisan/eigyo_himitsu/pdf/report02_01.pdf

【産構審不正競争防止小委員会「データ利活用促進に向けた検討中間報告」(平成30年1月)】

▶ 「(関連する意見) 将来的な課題として、実務におけるエンフォースメントの観点から、準拠法や国際民訴管轄等についても、今後、検討していくことも重要との意見があった。」

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki zaisan/fusei kyoso/pdf/20180124001 01.pdf

3. 渉外的な侵害への民事規律における対応② (課題)

- 民事訴訟における渉外事案では、国際裁判管轄・準拠法の決定が争点となり得る。
- 国際裁判管轄は民訴法3条の3第8号、準拠法は通則法17条の適用が主に問題となるが、いずれも「結果発生地」の解釈によることとなり、定見はない状況。

裁判管轄

- 日本では、<u>民事訴訟法の国際裁判管轄に</u> 関する規定に基づき、日本の裁判所で裁 判を行うことができるか否かが判断される。
- 渉外的な不正競争に関する事案は、不法 行為の一態様に当たることから、民訴法 (第3条の3第8号)に基づいて、「加害 行為地」「結果発生地」のいずれかが日本 の場合、日本で裁判を行うことが可能。

準拠法

- 複数の国にまたがる渉外事案は、法廷地の国際私法の規定に基づき、<u>事案の性質に応じて関係が深いと考えられる国の法律が準拠法として選択され適用される</u>。
- 渉外的な不正競争に関する事案は、不 法行為の一態様に当たることから、<u>通則</u>
 法(第17条)に基づいて「結果発生地」 の法律が適用される。

いずれも、「結果発生地」の解釈がポイントとなるが、現状、渉外的な不競法違反事案に関する判例や、準拠法・管轄に関する考え方は定まっていない状況。

3. 渉外的な侵害への民事規律における対応②(課題(参考))

<国際裁判管轄>

【最判平成26年4月24日民集68巻4号329頁】

概要

- X社は、A社との間で、保有する眉トリートメント技術等(本件技術等)の日本国内における独占的使用権等の付与に関する契約を締結。X社は、同契約に基づき、A社の従業員であったY1らに本件技術等を開示。Y1らは、Y3社を設立、A社を退職し、Y3社において、日本国内で眉のトリートメントサロンの開設等を行った。X社は、Yらによる本件技術等の不正な開示及び使用等を理由に、損害賠償及び差止めを求める訴えを米国裁判所に提起。
- 米国裁判所が、損害賠償のほか、日本国内および米国内における本件技術等の不正な開示及び使用の差止めを命ずる旨の判決をしたことを受け、X社が、民事執行法24条に基づき執行判決を求めた事案。

判旨

「民訴法3条の3第8号の<u>「不法行為に関する訴え」</u>は、民訴法5条9号の「不法行為に関する訴え」と同じく、<u>民法所定の不法行為に基づく訴えに限られるものではなく、違法行為により権利利益が侵害され、又は侵害されるおそれがある者が提起する差止請求に関する訴えをも含む</u>」

3. 渉外的な侵害への民事規律における対応②(課題(参考))

<準拠法>

【知財高判H30·1·15判タ1452号80頁】

概要

• 日本国内に本社を置く精密機器メーカーX社が、日本国内に本社を置く産業機器メーカーY社に対し、Y社が、日本国外において、X社の製品(光配向用偏光光照射装置)に関する情報(本件情報)が掲載された文書等を台湾企業または中国企業から取得したうえ、別件訴訟等において、同文書を証拠又は疎明資料として裁判所に提出した行為が、不正開示行為等が介在したことを重過失により知らないで営業秘密を取得し、使用するなどしたものであって、不競法2条1項8号の不正競争に該当すると主張し、本件情報の使用及び開示の差止め等を求めた事案。

判旨

「<u>違法行為により権利利益を侵害された者が提起する差止め、廃棄及び謝罪広告の請求に関する訴え</u>については、いずれも違法行為に対する民事上の救済の一環に他ならないから、<u>法律関係の性質は不法行為</u>であり、その準拠法については、<u>通則法第 17 条に</u>よるべき」

「Xが我が国に本店所在地を有する日本法人であること及び当該情報の使用又は開示が日本国内において行われたことは、当事者間に争いがない。…かかる行為の結果が発生した地は、使用又は開示が行われ、権利侵害という<u>結果が発生した地である日本</u>と解すべき」

【知財高判R1·9·20裁判所HP】

概要

スイス法人X社が、日本法人Y社に対し、X社との間で福島第一原発における放射性物質汚染水浄化事業に関するパートナーシップを締結していたY社が、X社から開示された技術情報を無断で使用し、第三者に開示したことがX社の営業秘密の不正使用及び不正開示の不正競争(不競法2条1項7号)に該当するとして、差止め等を求めた事案。

判旨

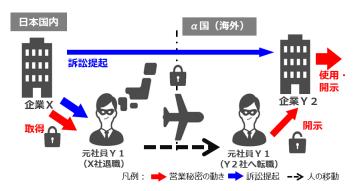
「Xの営業秘密の不正使用及び不正開示が日本国内で行われ、それによってXの営業上の利益が侵害され、又は侵害されるおそれがあることに基づくものであるから、同条の『加害行為の結果が発生した地』は、日本であると認められ、日本法が準拠法となる」

4. 渉外的な侵害への民事規律における対応③(現行法制下での整理)

- 例えば、下記事例は、いずれも刑事罰の適用対象である一方で、民事訴訟において、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるか、日本法が準拠法として選択されるか判然としない。
- 仮に管轄が認められない場合には、他国の裁判所での訴訟追行を余儀なくされる可能性や、日本の不競法よりも営業秘密に対する保護レベルが低い可能性のある他国法に基づく審理がなされる可能性があり、予見可能性確保の観点から課題あり。

<事例1>

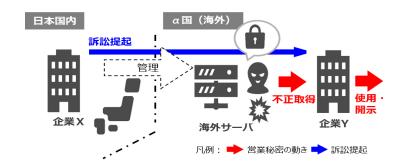
元社員が営業秘密を国外へ持ち出し競合企業に開示した事例



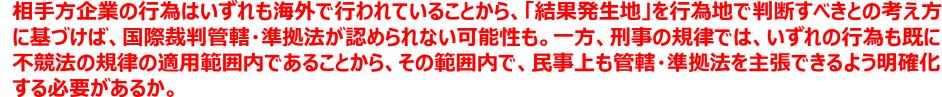
元社員Y1については開示行為が海外で行われていること、競合企業Y2については、取得・使用・開示、いずれの行為も海外で行われていることから、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるか、日本法が準拠法として選択されるか、いずれも不明確。

<事例2>

海外サーバ上で管理している営業秘密を海外で不正取得・使用・ 開示された事例



• <u>企業Yの行為はいずれも海外で行われていることから</u>、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるか、日本法が準拠法として選択されるか、いずれも不明確。



3. 渉外的な侵害への民事規律における対応④(検討の視点・論点)

<検討の方向性>

平成27年1月28日に策定・公表された「技術流出防止に向けた官民戦略会議行動宣言」では、我が国の国富ともいえる技術情報等の保護を強化するため、「官民一体となって、技術情報の保護を推進し、営業秘密侵害を断固として許さない社会」を創出するとし、有事の際には、我が国企業に厳正な態度で臨むことを求め、政府としても、これを支えるための制度整備を図っていくとしている。以降も引き続き生じている渉外事案等への対応を念頭に、こうした理念に基づき、民事での被害回復、またこれを通じた抑止力強化を行うための環境整備として、国際裁判管轄・準拠法に関し、予見可能性を確保するための措置を講じてはどうか。

<国際裁判管轄>

https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/forum/koudousengen.pdf

- 一定の場合に、日本の裁判所に国際裁判管轄を認める旨の規定の新設を検討してはどうか。なお、専属管轄を規定する場合、外国の裁判所での訴訟を希望する企業の訴訟戦略の足かせとなり得る可能性があることから、専属的でない管轄規定(競合管轄規定)を設けることを検討してはどうか。
- どのような場合に、日本の裁判所に国際裁判管轄を認めるべきかについては、以下のような点を考慮し検討してはどうか。
 - ① <u>不競法21条6項(国外犯処罰)</u>の規定の内容との整合性(<u>「日本国内において事業を行う営業秘密</u> <u>密保有者の営業秘密」</u>)
 - ② 典型的な渉外侵害事案(前頁 <事例 1 > <事例 2 > 参照)について、裁判管轄が確保できること
 - ③ 広範に規定した場合の影響(他国の立法への影響、民訴法118条1号との関係)

く準拠法>

● 一定の場合に、**日本の不競法が準拠法として適用される旨の規定の新設**を検討してはどうか。例えば、**不競法21条6項(国外犯処罰)**との整合性の観点から、「日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密」に対する侵害が問題となる場合に、日本の不競法が選択される旨規定する方向で検討してはどうか。

3. 渉外的な侵害への民事規律における対応④ (検討の視点・論点(参考))

<国際裁判管轄>

- <u>国際裁判管轄・準拠法の予見可能性が低い</u>ので、<u>任意的であるにせよ規定を設けることには意義</u>がある。(有識者)
- <u>海外で訴訟提起をしようと思ったときの妨げにならない制度</u>であれば、立法も考えられるのではないか。(有識者)
- 不競法21条6項の国外犯処罰規定を設けることができたのであれば、民事での準拠法の規律も可能ではないか。 (有識者)
- 専属的な国際裁判管轄を設けるとすれば他国法とのバランスについて懸念が生じるが、<u>競合的な国際裁判管轄については、日本企業が日本で確実に裁判を行うことができる点で非常に安心感</u>がある一方で、<u>訴訟地を戦略的に選択することも可能</u>なため、非常に意義がある。(産業界)
- どのような場合に、日本の裁判所に国際裁判管轄を認めるべきかの検討は必要。なお、<u><事例1> <事例2>に</u> ついて、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められることには違和感はない。(有識者)
- 条文の文言を狭く規定すると、反対解釈の結果、当該文言にあたらない場合、日本の裁判所の裁判管轄が否定される可能性があるが、広く規定すれば、当該文言にあたるものの日本の裁判所の裁判管轄を否定すべき事案には、民訴法3条の9(特別の事情による訴えの却下)の適用により妥当な解決を図ることが可能であるため、広く規定する方がよい。(有識者)

<準拠法>

- <u>国際裁判管轄・準拠法の予見可能性が低い</u>ので、<u>任意的であるにせよ規定を設けることには意義</u>がある。(有識 者)
- 準拠法について、日本の不競法上の刑事罰が科される問題にもかかわらず、民事では、日本法が適用されないというのは好ましくないと考える。(有識者)